

## 令和5年第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和5年第5回水巻町議会定例会第4回継続会は、令和5年9月25日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	岡田選子
2番	山口秀信	9番	井手幸子
3番	松野俊子	10番	中山恵
4番	水ノ江晴敏	11番	古賀信行
5番	亀元公一	12番	近藤進也
6番	廣瀬猛	13番	住吉浩徳
7番	名倉亮介	14番	高橋恵司

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係長 ・ 野 村 育 美

主任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	服 部 達 也

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

**令和5年9月 定例会**  
**(第5回)**

第4回継続会

**本会議 会議録**

令和5年9月25日

水 卷 町 議 会

# 令和5年 第5回水巻町議会定例会 第4回継続会 会議録

令和5年9月25日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和5年第5回水巻町議会定例会第4回継続会を開きます。

## 日程第1 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

9月19日の総務財政委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第24号 高松町営住宅外部改善（18号棟）工事の請負契約の締結については、賛成全員で可決いたしました。

議案第25号 高松町営住宅外部改善（16号棟）工事の請負契約の締結については、賛成全員で可決いたしました。

議案第26号 高松町営住宅外部改善（17号棟）工事の請負契約の締結については、賛成全員で可決いたしました。

議案第27号 令和5年度水巻町一般会計補正予算（第3号）については、賛成多数で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、水ノ江議員。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

9月15日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第27号 令和5年度水巻町一般会計補正予算（第3号）については、賛成全員で可決しました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

決算特別委員長。岡田議員。

決算特別委員長（岡田選子）

9月8日、12日の決算特別委員会におきまして、慎重に審査をいたしました結果、次のように決しましたので、御報告をいたします。

認定第1号 令和4年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定しました。

認定第2号 令和4年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定をいたしました。

認定第3号 令和4年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定しました。

認定第4号 令和4年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定については、賛成多数で認定をいたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

## **日程第2 認定第1号**

議 長（白石雄二）

日程第2、認定第1号 令和4年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

11番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

調査設計もそうですけど、挙げればいっぱい、きりがありませんけど、一例を挙げますと、例えば町営住宅のですね、前に住んでいる人が出たら、後に住む人のためのリフォームをするわけですね。そのリフォームに最低でも200万円以上かかっているわけですよ。

だから、私は、この9月議会が始まってから、2人の不動産業者の経営者と話合いました。

これをですね、200万以上かかっているって言ったら、2人の不動産会社の人がびっくりしていました。

それからもう1人は、これは自衛隊の中堅幹部ですけど、彼は日本全国を転々、官舎で過ごしてきたと言っているんです。

彼が言われるには、「やっぱり移り住んだときは、畳替えとふすま替えぐらいなもんよ」と言われたんです。私もそう思います。

これ一例ですけど、あまりにもですね、民間では考えられないような金を使っているから、これ一、二例ですけど、反対討論といたします。意見といたします。

以上です。

#### 議長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、近藤議員。

#### 12番（近藤進也）

委員会におきましては態度保留としておりましたので、ここにおいて、一部反対の立場から意見を申し上げます。

監査報告の公表におきまして、適正な審査を行った結果を報告することが当たり前であります。しかし、監査委員の本業である、資料の本文とするところは、間違った公表を行っております。

その内容につきましては、数字だけを追って精査を行うものであって、議会代表監査もですね、その後の公表において、「右に同じ」という単純な意見にとどまり、情けないものと思われました。

しかし、本来でしたら、町民に寄り添うことが大切であって、町の将来を憂えるものを見通した公表でなければならないということを考えます。

しかし、その後において、監査は、自らの役割と立ち位置について、明確にお答えになったことに対して、監査業務にあたる、今後の士業としてのですね、彼の覚悟を見てとることができましたので、今後の監査業務に期待し、賛成といたします。

以上です。

#### 議長（白石雄二）

ほかにありませんか。はい、松野議員。

#### 3番（松野俊子）

令和4年度決算書及び執行部から提出されました説明資料及び監査委員の意見書を、公明党

の会派といたしまして、しっかりと精査いたしました結果、決算に賛成といたします。

その理由と申しますのは、かいつまんで3点ほどあります。申し述べさせていただきます。

1点目は、コロナ禍において、国からの支援が様々下りてくる中、支援が届いていなかったり、不十分な部分について、水巻町単独で果敢に予算をつけ、執行されております。

これも、そのほかの予算の執行において、しっかりと検討された結果、町単独の事業が十分執行されたのではないかと、評価しております。一例といたしましては、例えば感染症自宅療養者等生活支援サービス事業、また、次世代エール給付金事業。大学生ですね。こういったものに、町長が果敢に挑戦されたことを、評価いたします。

2点目は、土木や教育関係における事業なのですが、資材の高騰や人材の確保など、困難な社会情勢の中、必要な事業が無事に執行されており、関係者の努力に敬意を表したいと思います。

3点目は、水巻町のまちづくりなのですが、要望に近いことになりませんが、期待の大きいJR東水巻駅周辺地域まちづくり構想策定委員会の委託、また、公共交通再構築事業の委託など、こういったことは、今後ともしっかりと検証されながら、本町の都市計画に邁進されることを要望いたしまして、令和4年度決算に賛成いたします。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

8番、岡田です。

認定第1号 令和4年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、日本共産党を代表いたしまして、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い道について、意見を述べます。

我が会派は、令和4年度当初予算に対する討論で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い道について、日頃の町民の声、現場の声にしっかりと耳を傾け、その声に直接報いる事業を提案されることを大いに期待しますと、意見を述べました。

本決算で、令和4年度の新型コロナウイルス関連の地方創生臨時交付金の歳入は3億1000万円。この交付金をどう町民の暮らし、福祉の向上のために有効に使っていくのか、これまでの議会での議論と町民からの要望等を勘案しながら、執行部が事業決定をされたものと考えます。

その中で、町が独自に国の給付した子育て世帯生活支援特別給付金の対象外となった子供に対し、町内の子供を区別するのはよくないとの基本的な考えの下、給付額は半額ではあったものの、全ての子供に給付金を支給したことは、我が会派は高く評価をいたします。

さきの6月議会の一般質問で、非課税世帯のボーダー周辺の世帯には支援が届いていないと、私は、数字をもってお示しをしたところです。ただ、今年度の令和5年度の支給の際には、全ての子供に支給ができなかったことは、大変残念に思います。

交付金の使い道の2点目です。町民1人に1万円の商品券発行事業、2億7500万円について

です。

物価高騰対策として、1万円の商品券の交付は、コロナ禍の下、多くの方から喜びの声が聞かれました。その中で、我が会派は、現金ならもっとうれしいとの声も寄せられていることを、一般質問で取り上げ、町長と議論をしてみました。

今年の7月、町独自で課税世帯に現金2万円を給付した際には、「やはり現金がいいね、本当に助かった」との喜びの声が、数多く寄せられました。

町民の声に耳を傾け、今後も事業を執行することを強く求めておきたいと思います。

交付金の使い道3点目は、プレミアム商品券発行事業8000万円についてです。

決算特別委員会において、様々意見が出されました。

商工会からの要望により、町が事業実施を決め、商工会に事業委託しています。

決算委員会で、応募したが、抽せん以外の方々が、600人以上もいることが分かりました。8000万円の税金を町民に還元し、同時に町の活性化を図る事業と考えるならば、幅広く町民に還元されることが最も重要なことではないでしょうか。

全ての人に平等に与えられるはずの恩恵が、応募者に責任がないところで抽せんされ、外されていくことに、公平性に欠くと、事業の在り方への疑問の声が寄せられております。

今後、商工会と話し合っていくとの、担当課長からの答弁がありました。町民が納得のいく事業に改善されることを強く求めます。

次に、令和4年度から始まった高齢者健康推進施設体験事業についてです。

当初予算で4272人分、649万8000円が計上されておりました。決算では、227人分、僅か34万1000円、5%の利用でした。

初めての事業であり、また、コロナ禍でもあり、利用が少なかったのではないかと。今年度からは、敬老祝い入浴施設利用券と名称を変え、土日祝日も利用できるようにしたと、課長答弁がありました。

福祉課として、高齢者の敬老祝いの事業とするならば、多くの高齢者が喜んで利用する事業でなければ、敬老を祝う町の気持ちが高齢者に届きません。実際、今年交付された高齢者の方から、「行ききらん、行きたいとも思わない」、このような声を聞いております。

令和4年度に利用した227人の方の声をしっかり聞くとともに、なぜ95%の高齢者が利用しなかったのかについて、よく分析し、事業の改善、事業の見直しが必要ではないでしょうか。

高齢者に喜ばれる事業になるよう、我が会派も一緒に考えていく決意です。

最後に、ICT教育予算についてです。

全国で一斉に、子供たちに、1人1台のタブレットが配付され、3年半が過ぎました。その間、オンライン授業の進み方は、県下の自治体間で大きな格差となっています。

進んでいるところでは、子供たちは家庭に持ち帰り、タブレットで宿題をしたり、修学旅行や社会見学の数日前には、子供たちが病気に感染せず、全員が元気で参加できるようにと、登校はさせず、家庭でオンライン授業を受けさせる。そのような配慮をしている学校もあります。

さらに、不登校の子供とその保護者にとっては、家庭で授業に参加でき、一定の教育の保障がされているという安心感ともなっています。

我が会派は、これまでも、ICT教育予算について、国は導入するだけでなく、その後も継

続的な予算措置、支援が必要だと述べてきました。そうでなければ、財政的に進められる自治体とそうでない自治体、また、自治体がそこに予算を振り向けるかどうかは、首長の姿勢にも委ねられることであり、自治体間格差は縮まりません。

本町においては、国、県に対し、教育予算の拡充を強く求めるとともに、学校現場で教員への負担とならないよう、ICT支援員の増員、1日も早い全家庭へのWi-Fi環境の整備など、どの子も取り残すことのない教育環境整備を1日も早く実現することが喫緊の課題だと考えます。

本町の教育予算を抜本的に増やすことを強く求め、令和4年度一般会計決算の認定の討論といたします。

以上です。

### 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。認定第1号 令和4年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

### **日程第3 認定第2号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第3、認定第2号 令和4年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、中山議員

## 10 番（中山 恵）

10 番、中山です。

認定第 2 号 令和 4 年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

大企業を省く中小零細企業においては、労働賃金の低下や、非正規労働者及び失業者の増大を招き、いまだ終わりの見えないウクライナ戦争や新型コロナ、そして経済の低成長の中、さらなる物価高騰により、我が町民の暮らしを苦しみに追い込んでしまうものであります。

そのことによって、認定第 2 号に反対いたします。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。認定第 2 号 令和 4 年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第 2 号は、原案のとおり認定することに決しました。

## **日程第 4 認定第 3 号**

### 議 長（白石雄二）

日程第 4、認定第 3 号 令和 4 年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員

## 11 番（古賀信行）

私は毎回言ってるんですけど、今年の 3 月議会で、美浦町長が冒頭の所信表明をされたんで

すけど、その中で、福岡県の速報によると、後期高齢者の1人当たりの医療費が全国平均の約1.24倍高いと説明されましたよね。そのときに、1人当たり、110万円以上使ってるっちゅう報告をされたと思いますけど。

そういう点ですね、やっぱり私、全国ずっと回って見てるんですけど、やっぱり全然、あれです。後期高齢者だけでなくですね、高齢者が外に出回るような施策ですかね、政治を行ってるところがたくさんあります。そういうところはですね、やっぱり健康な方が多いと思います。

極端な例で言いますと、これは国民健康保険のほうでしたけど、長野県に茅野市というところがあるんです。諏訪湖の東側にあるんですね、茅野市。そこでは、2019年ですかね、国民健康保険が県単位になりましたけど、そのときに、新聞社が統計を出したんです。そのときに、やっぱり全国平均よりも2割は安いっちな報道されたんですけど。

やっぱりそういう点で、高齢者が健康でおられる施策を取り、そのためには健康課だけでなく、やっぱりいろんな各課が協力してですね、そういう年寄りが出回るような設備、また、快適に過ごせるような行政を行うことを求めて、賛成討論といたします。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、井手議員。

**9 番（井手幸子）**

9番、井手幸子です。

認定第3号 令和4年度後期高齢者医療特別会計決算について、日本共産党を代表して、反対の立場から討論を行います。

福岡県後期高齢者広域連合は保険料を令和3年度値上げし、現在、町の平均保険料は年間約7万円です。

監査委員の意見書にもありましたように、被保険者は増え続けることにより、今後、医療費は年々増加することが推測されます。

もともと、医療保険を75歳以上という別枠に強制的に囲い込んで、後期高齢者だけで医療費を賄っていく制度そのものが差別的なものであり、医療費を捻出するには、保険料を上げることしかありません。

さらに、昨年10月からは、約2割の被保険者が窓口負担2割に値上げされました。

食品をはじめ、燃料費など、あらゆるものの値段が上がり、年金は減らされ続け、食べていくのがやっとという後期高齢者も少なくありません。そのため、病院へ受診することを控え、病状が悪化するケースもあります。

国民の命と健康、暮らしを守るのが、国の責任です。75歳以上の高齢者に負担を押しつける後期高齢者医療制度そのものに、反対する立場から反対といたします。

## 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。近藤議員。

## 12 番（近藤進也）

近藤です。反対の立場から意見申し上げます。

実を申しますと、一般会計でも、実際によく聞いておりますと、町のいかなる事業も、執行に当たって無事完了されたと言われましても、決して評価されるものではありません。

それはですね、当然の業務として仕事をしているわけですから、できて当たり前。優秀な職員であろうと、職員は与えられた仕事を完結するだけのことです。

しかし、この後期高齢者医療に関しては、医療費の増大。そして、たかだか2万円配ったからといって、2万円健康保険税上がってるじゃないですか。毎回上がる。そして年金は下がる一方。後期高齢者の医療なんて、上がりっ放しですよ。医療費の負担、そしてお年寄りはどんどん苦しむばかり。

町民の生活は一向によくないのに、何が執行部なんか、評価ができますか。

そして、業務を貫徹するのは当たり前のこと。だから、与えられた予算を組んで、与えられた仕事をしっかり執行していただく。それはやりました。しかし、実際、結果はどうなのかと。町民の暮らしに反映してないじゃないですか。

2万円配って2万円の値上げしたって意味ないですよ。それよりも10万円配ったらどうですか。

業者には、何ですか、15万円配ったんですから、一般町民に対しても、暮らしがよくなるように、それだけのものを与えとか。あるいは度々、毎年2万円配るなら分かります。でも1回きりで、ずっと年金は下がりっ放し、ずっと国保は上がっていく。どうします、増税路線。これだけ大增税路線の中で、何で町の執行部は、当然公務員は給料上がる、町長の給料もね、高額です。町議会議員もあんな、税金で給料もらってますが、特別の歳費ですからね。だから、兼業が認められた中で、町議会議員は、執行部も町長も、町民に寄ってないんですよ。自分さえよければいい。

そういった環境の中で、この後期高齢者医療も含めて、国民健康保険だって、先ほど反対しましたけども、そういったことの事情を踏まえて、実際にこの結果をどうなのか、どう見るのか。それは、私たちがここで数字がよかったかどうか、執行が無事できたかどうかよりも、それがどう町民に反映されたかということが大事なんです。

そういった意味から、私は反対をいたします。

## 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。認定第3号 令和4年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決しました。

## **日程第5 認定第4号**

**議長（白石雄二）**

日程第5、認定第4号 令和4年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、決算特別委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議ありませんので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

### **11番（古賀信行）**

私は反対の立場から意見を述べます。

近藤町長時代に、水道は北九州市と合併しました。合併はしたけど、上下水道課のときよりも、人員は減ってません。

私は2017年5月、東北地方のいいところ、いっぱい役場を訪問してきました。その中の一つに、長野県下條村に行って、元村長と話をしてきました。いっぱいいろんなことを教えてもらいました。この村がやっていることは、町民ができることは町民がやる、資材提供だけで10億円資材提供をして、その仕事は村民にやってもらっています。

そして、びっくりしたことは、我が町は町の面積が11.01平方キロメートルですけど、この下條村は、いよいよ山村地帯です。そして、村の面積が37平方キロメートルあります。それなのに、水道の職員は1人です。水道課なんかももちろんありません。建設課の中に置いてると思います。だから、人口は少ないです。人口は少ないけれど、町の面積が広いから、それだけ水道のパイプをですね、延長キロ数は結構あると思います。

そういう点でですね、水巻町は、近藤町長時代に水道を合併して、料金徴収なんかは、北九州市の水道局がやってくれてるんです。

そういう点でですね、仕事量は減ってるのに、人員が減らないんですね。私は、3分の2以上は減らしていいと思います。下條村からすればですね。そういう点で、反対といたします。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。はい、近藤議員。

**12 番（近藤進也）**

今、古賀議員からの意見によりまして、私、賛成の立場からお話をしたいと思います。

本来なら反対するところなのですが、実は公共下水道につきましては、水巻、中間、遠賀、鞍手で構成されておりますが、県の考え方は、流域下水道を一体化し、統合化を図って経費節減に努めるという方向が決まっております、それをさらに凌駕して安くできるのは北九州市合併です。

北九州市との下水道が合併しますと、実は水巻における町内業者が困るということの声をありまして、その業者と町長との結託といえますか、つながりがあるものですから、なかなか思うように進みません。

ですから、そういった裏の話は別に置いて、実は、そういった業者の困ることから、合併が進まないのと、それから流域下水道の委託業者は、当然、今言われた1市3町にまたがってやっているわけですから、流域下水道は、下流、中流、上流を全てこの三つを統合化することが、県の狙いでもあります、そうすると、下水道はさらに安くなります。

ところが、毎年のように住民から聞こえる声は、「下水道の処理費が高過ぎる」と。ましてや値段が上がっているというじゃないですか。

そういった生活苦にありながら、議会はのほほんとして、人の声ですか。他人はどうでもいいんですか。

自分はね、税金で給料もらって、余分な金かもしれませんが、そういった余裕がある人はいいですよ。だけど、一般町民、多くの方は、大変苦しんでるという、その生活における身近な生命線である、水、電気、ガスというものはですね、特に大切なライフラインですよ。

そういったことから、この問題におきましては、今後、下水道の料金の在り方については、やはり見直していただきたいと。

で、今回決裁されているものについては、やむを得ないと思いますが、今後につなげていただきますように要望しまして、賛成といたします。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。認定第4号 令和4年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決しました。

## **日程第 6 議案第 24 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 6、議案第 24 号 高松町営住宅外部改善（18 号棟）工事の請負契約の締結についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

**11 番（古賀信行）**

議案第 24、25、26、一緒ですから、一括して、反対意見を述べます。

私は、北九州市が行った講座に参加してきました。それは塗料の講座でした。その塗料の講座では、北九州市の中堅の塗料会社の社長さんが説明されたんです。そのときいろんなことを学んできました。それは、耐寒性、耐熱性とかですね、いろいろあるんです。塗料の種類もいろいろありました。そういうのを学んできました。

そして、一番勉強になったのは、この塗料を使ったら、1 平方メートル幾らかかるか、大体の目安も示されたんです。

それで、私がいつも言いますように、なぜこういう町営住宅の外壁を塗るのに、調査設計費用が要るのかって、いつも言うんです、私は。

今回もですね、この 3 棟の塗装をするために、去年の 4 月 19 日に、工事実施設計委託の入札が行われているんです。そのですね、落札が 478 万円。税込みで 525 万円ですね。

このようにですね、普通やったら、民間だったらこういうことはしないと思うんです。

そういう点でですね、こういう無駄な金が使われているから、私は反対意見を述べます。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 24 号 高松町営住宅外部改善（18 号棟）工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 7 議案第 25 号**

議長(白石雄二)

日程第 7、議案第 25 号 高松町営住宅外部改善(16号棟)工事の請負契約の締結についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 25 号 高松町営住宅外部改善(16号棟)工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 8 議案第 26 号**

議長(白石雄二)

日程第 8、議案第 26 号 高松町営住宅外部改善(17号棟)工事の請負契約の締結についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 26 号 高松町営住宅外部改善（17 号棟）工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 9 議案第 27 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 9、議案第 27 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。お諮りします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議ありませんので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。はい、古賀議員。

**11 番（古賀信行）**

これの冊子ですね、補正予算 3 号に関する説明書ですね、9 ページの 8 款 5 項ですね、14 節ですか。工事請負費ですね。2090 万円ですかね。これの住宅除去費。これは取壊しですか、それとも——。これ、伺いたいんですけど、どういう内容か、お金かを、教えてください。

**議 長（白石雄二）**

古賀議員、委員長に対する質問なんですよ。

[ 「けど委員長は答弁できないでしょ。執行部じゃないと。」と発言する者あり。 ]

議 長（白石雄二）

それは執行部に対する質問でしょう。

[ 「はい。だから、予算書だから、これは、それ誰か答弁すべきですよ。」と発言する者あり。 ]

議 長（白石雄二）

いや委員長に対する――。

[ 「委員長でもいいですよ、答弁されるなら。ほんなら。答弁されるんやったら委員長でもいいです。」と発言する者あり。 ]

議 長（白石雄二）

はい、住吉議員。

13 番（住吉浩徳）

この予算におきましては、入居者の住替えを進めるに当たり、防犯、防災、環境整備の観点から、空き住居等の除去も含め、進めていく予算でありますので、委員会でも御説明しましたとおり、3棟の解体分、もしくはそういった整備の分の予算でございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

― 意見なし ―

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 27 号 令和 5 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 10 意見書第 8 号**

議 長（白石雄二）

日程第 10、意見書第 8 号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書についてを議題といたします。亀元議員に提案理由の説明を求めます。はい、亀元議員。

**5 番（亀元公一）**

5 番、亀元です。

意見書第 8 号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について。

地方自治法第 99 条の規定により、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、感染症危機管理担当大臣に対して、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は、松野議員、水ノ江議員であります。

内容は、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の賛同をお願い申し上げます。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

亀元議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。古賀議員。

**11 番（古賀信行）**

サーベイランスっちゅう言葉も分からないんですけど、要するに、この文面によると、何かを検査する、と思ってるんです。

これは下水のですね、処理水を抜き取って検査するのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、亀元議員。

**5 番（亀元公一）**

実際にですね、下水をそれぞれのところで一部採取しまして、検査をして、様々な角度から、いろんなインフルエンザの菌とかですね、そういったものを発見するためのものです。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。古賀議員。

**11 番（古賀信行）**

私は、下水処理場を見学に行ってきました。巨大な建物にはまずびっくりしたわけです。

そして、どこの下水処理場も、最終的に、最終段階では、そういう殺菌もしていると思います。そういう点では、私は必要ないと思います。

反対の立場から反対いたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。近藤議員。

12 番（近藤進也）

この内容についてはですね、いささか疑問に感じるんです。

実は、態度保留いたしたいと思いますので、この内容につきましてはもっと精査する必要があると思います。

と申しますのは、新型コロナというのは、人工的につくられたものであって、いろいろなうわさを流布しながら、みんな、国民全体を巻き込んでの被害妄想といいますか、そういったことをけしかけてきたと。つくり上げられたものであって、これをさらにですね、下水の調査をさせるということは、果たして本当にこういった新型コロナウイルスの感染経路となりうるのかどうか。そういったことをさらにですね、ないものを、まさにあるかのごとく、これを結果として出されて、パンデミックにおとしおとされると。

ということで、この下水道の問題が、例えば、この遠賀郡の下水処理によって、このウイルスが発見されたということになりますと、当然、下水処理場の問題は、先ほど言いました1市3町によるものですから、1市3町を封鎖しなきゃいけない。

この感染が分かった時点で、どのような予防をするのか、そういったことが、またまたもって、アメリカの言いなりで予算が投下されて、そして私どもの税が、外国にどんどん持っていかれると、そういうことにもなりかねません。

よって、この問題については、もっとよく精査した上で判断をいたしたいと思います。

よって、保留といたします。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第8号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、意見書第8号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第11 意見書第9号**

議 長（白石雄二）

日程第11、意見書第9号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書についてを議題といたします。水ノ江議員に提案理由の説明を求めます。はい、水ノ江議員。

#### 4 番（水ノ江晴敏）

4 番、水ノ江です。

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書について。

地方自治法第 99 条の規定により、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は、松野議員、亀元議員であります。

内容はお手元に配付のとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

以上でございます。

#### 議 長（白石雄二）

水ノ江議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありますか。古賀議員。

#### 11 番（古賀信行）

一応賛成の立場から意見を述べますが、ここに書かれている文面は、一応もうほとんどです。いろいろな面で資源回収されてるわけです。

そういう点です。私が言ってほしかった脱炭素っちはいえばですね、やっぱり、いかに自然エネルギーでですね、風力、地熱、太陽光、潮水力のですね、そういうエネルギーを利用してですね、電気をつくる、あれを提案してほしかったと思います。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第 9 号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第 9 号は原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 12 意見書第 10 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 12、意見書第 10 号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書についてを議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。はい、松野議員。

**3 番（松野俊子）**

3 番、松野です。

意見書第 10 号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書について。

地方自治法第 99 条の規定により、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は、水ノ江議員、亀元議員であります。

内容は、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

**議 長（白石雄二）**

松野議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。古賀議員。

**11 番（古賀信行）**

この文面の中に、保険適用 J 007-2 の要件が書かれているけど、これ、私は分からないから、この説明をお願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

はい、松野議員。

**3 番（松野俊子）**

分かる範囲でお答えいたします。

医学的なことは、専門家にちょっと委ねますが、ここに書いてありますように、平成 18 年に、実は、このブラッドパッチ療法という、頭に衝撃とか交通事故とか運動などで、衝撃を受けたときに発生する、病気といいますか症状なんですけど、それに対して、全く保険適用がなく、非常に負担が大きかったということで、実はこのブラッドパッチ療法っていうのが、本議会でも意見書といたしまして、国のほうに全員の賛同で提出できた経緯がございます。それは平成 18 年より前の本町議会のことだったんですが。

で、そこに書いてありますように、かぶるかもしれませんが、そのときの要件だけでは、そこに書いてありますように、起立性頭痛を有しない患者ということに関しては、保険適用が認められなかったということで、その方たちのために、再度修正して、このブラッドパッチ療法

が保険適用にできるようにということで、追加で今回意見書を提出したものです。

起立性頭痛がどういったものかというのは、これはちょっと医療関係者に説明いただかないと、私の私見、独断での説明はちょっとできないので、必要があれば、議会が終わった後に、追加で、古賀議員に説明いたしたいと思います。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

ほかに。近藤議員。

**12 番（近藤進也）**

非常に説明には苦しんでいるようですが、やはりこの内容につきましてはですね、意味不明な言葉がたくさん出てまいります。

専門家ではないということですから、意見書を出す前によくお調べになって、提出すべきだったかなと。

と申しますのは、実は岡垣町にこの患者がおりまして、直接私がおの方と会ってきました。

やはり古賀議員がおっしゃるように、意味不明な言葉は、直接患者と接することが一番大切で、その方がまさに髄液が漏れて悩んでる。そういう患者さんとも直接私は話し合ってきました。

要するに、やっぱり机上の空論でなく、やっぱり現場に行くこと、そして、その患者と接することで、事実が分かってまいります。

ですから、このブラッドパッチ療法というのは、いかに急ぐべきか、早くすべきだという声も、以前からあった問題です。

ですから、こういうことを、ぜひお知りになって、そういった患者がどこにいるのか、そういう現場をよく知った上でですね、このことに賛同していただければというふうに、古賀議員に申し上げたいと思います。

以上、賛成の立場でお願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第10号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、意見書第 10 号は原案のとおり可決いたしました。

### **日程第 13 意見書第 11 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 13、意見書第 11 号 マイナンバーカードと健康保険証の一本化の撤回等に関する意見書についてを議題といたします。中山議員に提案理由の説明を求めます。はい、中山議員。

**10 番（中山 恵）**

10 番、中山です。意見書第 11 号 マイナンバーカードと健康保険証の一本化の撤回等に関する意見書について。

地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、デジタル大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙のとおり提出するものでございます。

提出賛成者は、岡田議員、井手議員でございます。

内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げます。

**議 長（白石雄二）**

中山議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。近藤議員。

**12 番（近藤進也）**

委員会においても私は指摘してまいりましたが、このマイナンバーカードというものが、ワクチンと同じように、国もですね、政治家も、政治家も官僚も、多くの方がマイナンバーカードを使用しておりません。

ましてや、この議会もそうですが、恐らく職員に対しても答えられないと思いますが、国民にこういうことを押しつけてですよ、そして、自分たちはマイナンバーカード——。

これ麻生太郎代議士も言ってるんです。「マイナンバーカードなんか俺には必要ねえ」という、そういうね、だみ声で言ってましたが、そうやって、地元の代議士でさえ、このマイナンバーカード、必要ないと言っています。

それから、ワクチンを打ってない方がほとんどですよ。

そうやって国民をだましてですよ、こういうひもづけを進めようとする、この裏が、利権がつながるんですよ。

現場によりますと、委員会でも言いましたように、医者も、現場で困ってるっていうじゃないですか。こういうひもづけは。保険証は保険証で出してもらいたいということの実態がありますので、これはやはり、こういったことは撤回というよりも、むしろ廃止していただきたいというふうに思いまして、一応、賛成の意見といたします。

#### 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第 11 号 マイナンバーカードと健康保険証の一本化の撤回等に関する意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第 11 号は否決いたしました。

#### **日程第 14 意見書第 12 号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第 14、意見書第 12 号 食料自給率の向上と農政の基本方向の転換を求める意見書についてを議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。はい、井手議員。

#### 9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。意見書第 12 号 食料自給率の向上と農政の基本方向の転換を求める意見書について、提案説明を行います。

原案はお手持ちにあるとおりであります。

皆さん、本日提案している意見書の要請項目にはありませんが、今政府は、食料有事立法を検討していることを御存じでしょうか。これは、有事の際に、花農家に芋を作るよう命令したり、価格統制や配給制を行う法律です。

今の時代に、「有事に備えて芋を植えろ」と命令するとは、一体何を考えているのでしょうか。これも、岸田政権の戦時体制づくりの一環にほかなりません。

農業関係者は、「ふだん花を植えている畑に芋を植えろとは。地質が全く違ってきているので、育たない。不可能だ。」と、怒っておられます。

現在の日本の食料自給率は 38% ですが、農業関係者は 13% にまで落ち込むと、国内だけで、食料を確保することは不可能になると指摘しています。

これも、これまでの政権が、農家に対し、「花を植えろ、果物を植えろ」と、穀物を作らせず、農産物の大量輸入を進めてきた姿勢によるものです。

現在、政府は農業基本法改定を検討していますが、諮問機関の答申では、食料自給率を「目標の一つ」と格下げをいたしました。

農政の見直しについても、国が需給価格に責任を持たない、適正な価格転嫁や、需要に応じた生産など、これまでの政策ばかりです。

この答申に寄せられたパブリックコメントでも、「国産増産を」などの声が多く寄せられましたが、答申では、これには全く触れていません。

新聞赤旗では、今の野菜高騰の原因は、猛暑、渇水だけでなく、農政の失策にその一因があると指摘をしています。

食料自給率の向上と、農政に基本方向の転換を強く求めて、提案理由といたします。

賛同者は、岡田議員、中山議員です。

どうぞ皆さんの御審議、よろしく願いいたします。

## 議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいま——。はい、近藤議員。

## 12 番（近藤進也）

賛成の立場から意見します。

実は、どこの誰が提案しようともですね、これは我々一人一人の問題だというふうに捉えて、ここの議場におられる議員さんも、共産党が提案したからではなく、自分のことのように受け止めていただきたいと思います。

国策としましては、種子法も廃止してしまっていて、日本は自ら、酪農も廃止する方向に持ってきていますし、日本の農産物は壊滅状況に持っていくことが狙いだというふうに踏んでおります。

全てがアメリカからの輸入によるものという方向に国策がなされてるわけですから、やはりこのことについては、強く国に対して意見を申し上げる必要があると思います。

ましてや、水巻町も、やはり特産物「でかにんにく」を推奨するとかいうようなことで、地元の農業を守るのであれば、こういった意見に対して、町長を支持する議員からすればですね、やはり町長の方針である、地場の農産物、あるいは地場の農業を育成していきたいというあなたの方針に対して賛同すべきだというふうに思います。

種子法の廃止だけでなく、今は売られている納豆でも、国産と書かないようにと、遺伝子組換え食品と書かないようにという指示が出てまして、遺伝子組換えでないというふうに、何か変な書き方、遺伝子組換えを排除しているような書き方、というふうに表示がされております。

納豆を買われている方、見たら分かると思います。

それから、豆腐、大豆製品は、ほとんどはアメリカの輸入、カナダの輸入です。

国産のものもありますので、できるだけ国産のものに限って、消費していただくことが望ましいわけで、そういった観点からすると、やはりこういった国に対する意見は、水巻町議会として強く推進していただきたいというふうに思いますので、賛成といたします。

#### 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第 12 号 食料自給率の向上と農政の基本方向の転換を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第 12 号は否決いたしました。

#### **日程第 15 意見書第 13 号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第 15、意見書第 13 号 軍拡財源確保法の廃止を求める意見書についてを議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡田議員。

#### 9 番（岡田選子）

8 番、岡田です。意見書第 13 号 軍拡財源確保法の廃止を求める意見書について、提案説明させていただきます。

一般質問でも、岸田政権がですね、安保 3 文書に基づいて、43 兆円、今後ですね、財源を確保したい、軍事費を確保したいということについて、国民の暮らしを、社会保障を削減していくものだという事をお話をさせていただきました。

大変ですね、今、毎年 5 兆円までだったものを、5 兆円で 5 年で  $5 \times 5 = 25$  兆円ですよ。

で、43 兆円ということですから、あと 18 兆円足りないわけですよ。

その 18 兆円を、どこから捻出していかってということが、今、この財源確保法ということで、様々な、国立病院機構の積立金からとか、社会保険の病院とかですね、年金病院とかそういうところの積立金を取ったり、また東日本大震災のときの、そういう保証を削ったりとか、また、中小企業の皆さんのね、融資も削っていかうと。

そういうようなことなどを、本当にまた、増税も、やがて大増税がやってくると思います。

それで、やはり今、私たちが町議会として望むことはですね、やっぱり軍事費を拡大して、軍事対軍事で、世界の均衡を保つということではなくて、国民の生活をしっかり守っていくと。

そして 9 条を生かして、平和外交をしていただいて、もう、平和で日本を守っていただきたい、このように思っておりますので、ぜひこのような、あらゆるところから、軍拡、軍事のための予算を捻出しようというこのような法律はですね、ぜひやめていただきたいという

ふうにご考慮しておりますので、ぜひ、水巻町議会から平和のためにも、ぜひ、皆さんの御賛同をお願いいたしたいと思っております。

賛同者は、井手議員、中山議員です。

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に対して、意見書を提出させていただきたいと思っております。

御賛同をよろしくお願いいたします。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。古賀議員。

## 11 番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。

北朝鮮が度々ミサイルを打ち上げて、1回、北日本の日本の国土を通過したことがあります。

日本海には、イージス艦を2隻以上ですね、大体配備していると思われまゝ。イージス艦1隻2000億円以上します。最新型のミサイルが搭載されて、最新の最先端のレーダーを積んでいると言われております。

しかしですね、日本海にイージス艦を配置していながらですね、北朝鮮のミサイルは、日本の領土を飛び越えたんです。

私は家で妻と話します。軍事を増やす増やす言ってるけどね、「最新鋭のそういうイージス艦を日本海に配備しているけど、何か、飛び越えたやないか」っち言うんですよ。

果たしてですね、そういう軍事費を増やしたからといってですね、日本のですね、平和が守れるか、私、疑問に思っています。

日本はですね、専守防衛です。専守防衛っちゅうのは、よそが攻め込んだら、それには反撃する。それはなぜかといいますと、日本に憲法第9条があります。憲法第9条によると、そういう武力を持たない、軍隊を持たないと書いてます。兵器も持たないですね。そういうやつもちゃんと書いてます。それに基づいて、今まで日本の平和を守ってきたわけです。

そういう点からですね、やっぱりそういう、私がさっき述べましたように、そういう最新鋭のあれがあったって、簡単に、北朝鮮のミサイルが飛び越えているからですね。やっぱり、こういう点では、軍事費を増やしたからといって、平和が守られると思っておりません。

だからこの意見書には賛成といたします。

以上です。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。近藤議員。

12番（近藤進也）

賛成の立場から意見申し上げます。

記憶に新しい、日本の警備艇が、中国の船に、漁船から体当たりをされたりと。あるいは、北朝鮮の船から銃撃されたりという日本の漁業の被害は甚大でありますし、あえて専守防衛といたしても、日本は武器が使えない。そういった中で、やはり守りの姿勢は非常に最後まで守り切れない、人命に関わる問題ですし、領海を超える外国船に対して、全くの抵抗もできないというのは、非常に無防備だと思います。

ましてや、あえて私がこれを反対したいのは、軍拡のための予算を組むことが反対であって、やはり、財源確保については、もう既に、今度は環境税という名目で、1200億円ぐらいですか、稼ぐわけですよ。皆さんから1,000円ずつ取ると言いますが、1200億。

そしてまた、新たな消費税の導入を、インボイスだとか言いながら消費税の値上げ。

ますます、増税路線に基づいて、この軍拡における費用は、当然予算の組立てが行えるわけですから、新たな軍拡の財源確保が法整備されること自体が問題であって、このことに対して、私は反対をいたしたいと思います。

よってこの法案についての廃止を求める意見書について賛成をいたします。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第13号 軍拡財源確保法の廃止を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第13号は否決いたしました。

## **日程第16 委員会報告について**

議長（白石雄二）

日程第16、委員会報告について。去る6月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

御報告することはありません。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、水ノ江議員。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。はい、廣瀬議員。

議会運営委員長（廣瀬 猛）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

#### **日程第 17 議員の派遣について**

議 長（白石雄二）

日程第 17、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議員の派遣について報告いたします。

#### **日程第 18 閉会中の継続審査について**

議 長（白石雄二）

日程第 18、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和 5 年第 5 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 20 分 閉会